# 暖房器具の火災を未然に防ぎましょう

寒い季節に欠かせない暖房器具ですが、毎年暖房器具による火災が発生しています。「去年問題無かったから今年も大丈夫」そんな思い込みは事故の元です。安全に冬を過ごすため使用前点検を行いましょう。

## 使う前に簡単チェック！

| 確認場所 | チェックポイント |
|---|---|
| 給排気口 | □ 変形や埃、異物がないか |
| コード・プラグ | □ 傷や破損、たこ足配線がないか |
| 送油管 | □ ひび割れや裂けがないか |
| 安全機能 | □ 緊急停止機能が正常に作動するか |
| 周囲 | □ 可燃物や危険物がないか<br>□ 周囲と十分な距離があるか |
| 燃料 | □ 使用する燃料は正しいか<br>□ 古い燃料を使用していないか |



## 実際にこんな事例が起きています




**ストーブが布団や衣類に触れて燃えた**
洗濯物等の燃えやすい製品はストーブから十分離しましょう。

**給油中に燃料がこぼれ引火した**
必ず電源を切ってから給油し、こぼれた燃料は拭き取りましょう。

**ストーブ付近のスプレー缶が熱せられ破裂した**
カセットボンベ等のガス缶をストーブ付近に置かないようにしましょう。

**★少しでも異常を感じた場合は直ちに使用を中止し、販売店や専門業者に相談しましょう。**

# ゴミ等の焼却禁止について

野外での廃棄物の焼却は法律で禁止されており罰則の対象となります。煙や悪臭によって周囲の人に迷惑をかけるだけでなく有害物質発生の原因となるので、決められた分別方法に従って正しく処理しましょう。

**禁止行為**
・家庭ゴミをドラム缶や簡易焼却炉で燃やす行為
・紙屑や庭木の枯葉や小枝、つるなどを燃やす行為
・廃ビニールや廃タイヤなどの廃材を燃やす行為

**罰則対象**



**５年以下の拘禁刑若しくは１，０００万円以下の罰金、又は両方が科されます。**

沼田町
防火標語

**火事・救急は１１９番へ！**
**『火の用心　「後で」と「今」で　変わる未来』**

